

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第3部門第2区分

【発行日】平成19年7月26日(2007.7.26)

【公表番号】特表2003-501406(P2003-501406A)

【公表日】平成15年1月14日(2003.1.14)

【出願番号】特願2001-501371(P2001-501371)

【国際特許分類】

C 07 C	1/24	(2006.01)
B 01 J	29/85	(2006.01)
C 07 C	11/04	(2006.01)
C 07 C	11/06	(2006.01)
C 07 B	61/00	(2006.01)

【F I】

C 07 C	1/24	
B 01 J	29/85	Z
C 07 C	11/04	
C 07 C	11/06	
C 07 B	61/00	3 0 0

【手続補正書】

【提出日】平成19年6月5日(2007.6.5)

【手続補正1】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】特許請求の範囲

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】 オキシジェネート供給原料からオレフィン生成物を製造する方法であって、前記方法は、

モレキュラーシーブ内において触媒部位を有するシリコアルミノ磷酸塩モレキュラーシーブを提供すること；

水分子との接触から前記触媒部位を保護する遮蔽物をシリコアルミノ磷酸塩モレキュラーシーブに提供すること；

前記遮蔽物を除去すること；及び

前記遮蔽物を除去した後、オレフィン生成物を製造するためにモレキュラーシーブをオキシジェネート供給原料と接触させること

を含み、前記オキシジェネート供給原料と接触するシリコアルミノ磷酸塩モレキュラーシーブが少なくとも0.15のメタノール捕捉指数を有する前記方法。

【請求項2】 前記供給原料と接触するシーブが、5分の標準的操業時間及び25時間⁻¹のWHSVにおいて少なくとも10重量%のメタノール転化率を有する、請求項1の方法。

【請求項3】 前記触媒部位が供給原料と接触前に水分に暴露されても良いことを条件に、モレキュラーシーブを、前記供給原料との接触の前に少なくとも150の温度で維持する、請求項1又は2の方法。

【請求項4】 前記遮蔽物がテンプレート剤である、請求項1又は2の方法。

【請求項5】 200乃至800の温度で加熱し、モレキュラーシーブをか焼するのに有効な条件下で酸素含有気体と接触させることによって、又はモレキュラーシーブからテンプレート剤を除去するのに有効な条件下で実質的にO₂の不存在下に、不活性気体と接触させることによって、テンプレート剤を除去する、請求項4の方法。

【請求項 6】 前記遮蔽物が無水の気体、又は無水の液体である、請求項1又は2の方法。

【請求項 7】 前記遮蔽物が炭質材料である請求項1又は2の方法。

【請求項 8】 前記テンプレート剤が、テトラエチルアンモニウム塩、シクロペンチルアミン、アミノメチルシクロヘキサン、ペリジン、トリエチルアミン、シクロヘキシリアミン、トリエチルヒドロキシエチルアミン、モルホリン、ジプロピルアミン、ピリジン、イソプロピルアミン、及びそれらの混合物から成る群から選択される、請求項4の方法。

【請求項 9】 前記無水の気体が、窒素、ヘリウム、CO、CO₂、H₂、アルゴン、O₂、軽質アルカン、及びそれらの混合物から成る群から選択される気体を含み、及び前記無水の液体が、アルカン、シクロアルカン、C₆ - C₃₀ 芳香族化合物、アルコール、及びそれらの混合物から成る群から選択される、請求項6の方法。

【請求項 10】 前記炭質材料がテンプレート剤を加熱して誘導される残留炭素である、請求項7の方法。